

**(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する  
条例検討委員会 議事録**

1	会議の名称	第1回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会		
2	会議の開催日時	平成31年2月22日(金) 午前10時～午後12時20分		
3	会議の開催場所	栗東市役所2階第1会議室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	福祉部 障がい福祉課	傍聴者数	0名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
6	出席委員	樽井委員長・片岡委員・西垣委員・野田委員・堀内委員・滝口委員・岡本委員・中西委員・大橋(博)委員・林委員・新川委員・佐多委員(以上12名)		
7	会議の議事	(1) 会議の公開について (2) 検討委員会の趣旨説明 (3) 条例の位置づけについて (4) 先進事例の紹介 (5) 今後のスケジュールについて		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会議次第</li> <li>● 座席表</li> <li>● 資料1: (仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会設置要綱</li> <li>● 資料2: 委員名簿</li> <li>● 資料3: 栗東市附属機関等の会議の公開に関する要領</li> <li>● 資料4: 条例の策定にかかるスケジュール案</li> <li>● 資料5: 栗東市における障がい者手帳所持者数</li> <li>● 資料6: 当事者団体のご意見の集約</li> <li>● 資料7: 手と手をつなぐ米原市手話言語条例</li> <li>● 資料8: 兵庫県明石市「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障がい者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例</li> <li>● 資料9: 明石市の条例啓発リーフレット</li> </ul>		
9	審議等の内容	別紙のとおり		



## (仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する

### 条例検討委員会 議事録

(平成31年2月22日(金)開催)

#### 1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 委嘱状交付

##### 事務局

それでは、ただ今より第1回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会を始めさせていただきます。進行につきましては、お手元の次第にそって進めさせていただきます。

初めに開会にあたりまして、市長の野村より挨拶を申し上げます。

(市長挨拶)

##### 事務局

続きまして、検討委員の委嘱状の交付ですが、本来ですとお一人お一人に市長より交付させていただくべきところですが、時間の関係上、すでに皆様のお席に交付させていただいておりますのでご確認ください。

続きまして、本日は第1回目の委員会でございますので、検討委員の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思います。本日お配りしております座席順にお願いしたいと存じます。

(委嘱状の交付、委員の紹介、事務局の紹介、意思疎通支援者の紹介、資料確認)

#### 4. 委員長・職務代理者の選出

##### 事務局

それでは、次第の4番目、委員長と職務代理者の選出を行います。

選出につきましては、資料1(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会設置要綱第4条に「委員会に委員長を置き、委員長は委員のうちから互選する。委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。委員長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」とされています。

どのようにお取り計らいさせていただければよろしいでしょうか。選出につきまして、ご発言をお願いいたします。

**委員**

事務局一任でお願いします。

**事務局**

事務局一任の声がありましたが、よろしいでしょうか。

(承認)

ありがとうございます。それでは、事務局として提案をさせていただきます。  
委員長として、樽井委員、よろしく願いいたします。

**委員長**

わかりました。

**事務局**

職務代理者は、委員長が指名となっております。委員長指名をお願いいたします。

**委員長**

滋賀県立聾話学校の片岡委員にお願いしたいと思います。

**事務局**

皆さんよろしいでしょうか。

(承認)

片岡委員、よろしく願いいたします。

**事務局**

本来ですと委員長席、職務代理席を設けるところですが、会場設営の関係で設けることができません。現在の席での、委員長、職務代理をご了承いただけますでしょうか。

(承認)

ありがとうございます。

ここで、委員長にご就任いただきました樽井委員より、一言、就任にあたってのご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**委員長**

皆様、改めましておはようございます。大変<sup>せんえつ</sup>僣越ながらご指名いただきましたので、龍谷大学の樽井が委員長を務めさせていただきます。ご支援賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今回の条例は、単にコミュニケーションの支援だけではなく、手話を言語としている方、つまり音声言語を使わない方の尊厳や人権といった、最も大切な部分に対しての想いが、ご提案にも込められていると思います。私自身、申し訳ないですが、手話を理解しておりません。これから、委員長として力が足りない部分もあると思いますが、皆様から叱咤激励いただき、手話について、その他さまざまなことについても教えていただきながら務めてまいります。

#### **事務局**

ありがとうございました。ここで、市長、部長におきましては、次の公務がありますので、大変失礼ながらここで退席させていただきます。ご了承賜りたいと存じます。

#### **事務局**

それでは、委員長が選出されましたので、（仮称）栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会設置要綱第6条により、これより委員長の進行で議事を進めていただきたいと思います。樽井様、よろしくお願いいたします。

## **5. 議事 （1）会議の公開について**

#### **委員長**

それでは次第に従い進めていきたいと思っております。会議の時間は12時を目処として予定しておりますので皆様よろしくお願いいたします。

まず、一つ目の議題として、（1）会議の公開について、事務局より説明をお願いいたします。

#### **事務局**

（事務局より会議・議事録について、基本的に公開とすること、傍聴者が0人であった旨を説明）

### 委員長

事務局から説明がありましたように、委員会を公開するという事によろしいでしょうか。

(承認)

### 委員長

ありがとうございます。今回傍聴希望者はいないとのことでした。

## (2) 検討委員会の趣旨説明

### 委員長

それでは、「(2) 検討委員会の趣旨説明」を事務局よりお願いします。

### 事務局

検討委員会について事務局より説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。この検討委員会の設置要綱です。委員会の設置の目的はここにあります。条例を作ることにより、「言語としての手話を認め、手話やろう者に対する理解を進めるとともに、手話をはじめ、様々なコミュニケーション手段の普及と利用を一層促進し、それによって、障がいのある人、ない人とが分け隔てられない共生社会を作っていく」このことを進めていきたいと考えております。

この検討委員会は、さまざまな観点からご議論いただけますよう、学識経験者、栗東市の当事者団体の代表者の他、支援者、聴覚や視覚の事業を展開しておられる社会福祉法人の代表者、聾話学校の先生、公募委員の方々にお集まりいただきました。今後、市が作っていく条例についてのご検討をお願いしたいです。

### 委員長

ありがとうございました。この後質問を受け付けますが、発言をされる方は挙手いただき、氏名を述べていただいてから、ご発言をお願いします。

### 委員

委員を15名以内で選出いただきましたが、できれば教育委員会の方にも入っていただくことがすごく大事だと思います。第6条に基づき、今後委員に入っていただければと思います。

### 委員長

今の質問に対し、事務局、回答をお願いいたします。

### 事務局

条例を作っていく中で、もちろん教育委員会にも出席を求めるような状況になりましたらお願いしたいと思います。何か具体的に想定されているということでしょうか。

### 委員

聞くところによると、昔は聾話学校の生徒数も多かったようですが、今は聴覚障がいのあるお子さんも地域の支援学級に通っておられます。そんな中で、手話を学校教育の中に取り入れ、手話を獲得していくという形にするためにも、教育委員会の方にも入っていただく方がスムーズに進められるのではと思いました。

### 委員長

今のご意見を整理すると、教育の場に条例の審議内容をきちんと反映させてほしいということですね。正式な委員として加わっていただくのか、今後審議された意見が教育の場にきちんと反映されるように取り計らっていただくのか、事務局に検討いただきたいのですが、現時点で回答できる内容をお願いします。

### 事務局

委員の構成を変えることはできないため、教育委員会に関係する案件については、事務局でやりとりさせていただいて、最終「条例」が制定されれば、その内容は市民だけではなく、教育・市内の事業所にも一定効力が及ぶので、事務局で責任をもってやりとりをさせていただきたいと思います。状況によっては、出席を求めることもあるかと思いますが、基本的には事務局で対応したいと思います。

### 委員

今回、検討委員会を行うにあたり、3つのポイントがあると思います。米原市と大津市では、教育委員会と関係を持っていると聞いたことがあります。この条例により、聴覚障がい者の言語を保障するだけでなく、言語として普及させる必要があります。特に、小・中学校の総合学習の時間に手話又は聴覚障がい者の理解の時間を設けられています。その場合、教育委員会の協力が必要になります。また、全国的な状況を見ると、大阪や京都など、手話言語条例の制定・整備の取り組みが進んでいます。教育委員会も含めて、行政が取り組みを進めていくという状況もありますので、教育委員会の協力が必要になると思います。先の意見に賛成します。事務局として、教育委員

会に参加してもらえるように、進めていただきたいと思います。

**委員長**

事務局から回答をお願いします。

**事務局**

必要な場面になりましたら、もちろん教育委員会に話をさせていただきますし、事務局側になると思いますが、教育委員会にも出席してもらえたらと思います。今後調整させていただきますと思います。

**委員長**

貴重なご意見をいただきましたので、具体的な方策は今後いただくこととして、重要な内容ですので、事務局でも体制の検討をお願いいたします。

**委員**

委員の顔ぶれをみておりますと、今回の条例は、手話言語に主をおいたような委員の選び方だと思うのですが、コミュニケーション条例の部分で、視覚障がい者や本を読むときにページがめくれない指や手の障がいがある方、その他様々なコミュニケーションが取れない方も主に置いた考え方をしていただきたいと思います。目からの情報は 8割から 9割と言われていますが視覚障がい者は、その情報がとれないです。コミュニケーションという考え方を、どこまで事務局がもっておられるのか。委員選出をみると、視覚障がいの部分で任されている部分が大きいと思い、不安も抱えながら、責任重大だと感じながら話を聞いています。

**委員長**

事務局から回答をお願いします。

**事務局**

栗東市では、委員会の名称にもなっているように、手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例、もちろん手話以外のコミュニケーション支援、今おっしゃっていただいたように、視覚障がい者に対しての支援も含んでいます。我々の方でどういった問題や課題があるのか、十分にわかっていない部分もありますので、ご意見を頂戴しながら、二つの流れをもって、一つの条例をつくっていきたいと考えております。

今、視覚障がい者代表としてと言っていましたでしたが、我々もそういうところも



期待しているところもございますので、ぜひともその都度ご意見いただければと思います。

#### **委員**

栗東市聴覚障害者協会としては、まずは手話言語条例の制定をしてほしいと強く希望しておりました。コミュニケーションは大切なことだと考えています。しかし、言語とコミュニケーションが併せて考えられることに不安があります。併せて考えるなら、まず聴覚障がい者にとっての言語は手話であるということを理解してもらうことからはじめ、障がい者の立場で、コミュニケーションをどのように保障するかというような流れで進めていただきたいと思います。手話言語条例制定後、コミュニケーション条例を制定するべきではないかと言いました。

議会での検討結果を受けて、同時進行で内容検討をしていくということになり、危惧しております。同時に進めていくような整理の仕方はどのようにすれば良いのか。当然、障がい者だけではなく、市民の皆さんも使える条例にするためには、いろいろなあり方を検討してから整理が必要だと思います。それが混乱しないように条例を作っていきたいと考えております。

#### **委員長**

この委員会では、複数の論点が出てくると思いますので、整理しながら、皆様のお力を借りながら進めていきたいと思っております。今の意見に対して事務局から回答があればお願いします。

#### **事務局**

栗東市では、そもそもの出発点が手話言語条例の要望でありましたが、一層施策を進めていくという流れでいきますと、やはり多くの市民のみなさまに関わる条例ですので、手話言語とコミュニケーション支援に関する内容を同時に進めていきたいと思っております。見ていますと、全国でも多くの条例が制定されております。手話言語条例とコミュニケーション支援条例を併せた条例は、少数派ではありますが、直近でも平成31年4月施行されるものもあるので、このような考え方が間違いであるということはないと思っております。先進地の例も参考にしながら進めていき、県内では併せもった最初の条例となることにはなりますが、ご理解をよろしくお願いいたします。

#### **委員長**

今回条例作成にあたって、位置付けや理念の部分が大事になってきます。一つはコミュニケーション全般を保障していく側面と、手話を言語としてというところに込め

られた想いがあります。尊厳や人権を保障する根本的なテーマの部分の部分を併せて議論していく必要があります。これはかなり難しい議論に、これからなっていく面もありますので、率直なご意見を頂くのが一番かと思えます。他にご質問ありますか。

#### **委員**

資料6の当事者の意見をまとめてある部分で、栗東市聴覚障害者協会は手話言語と情報コミュニケーションの関係を、はっきり分けて欲しいと要望されています。しかし、各団体の意見を聞かれたときに、そういう意見があったかどうか、3つ以外の団体の意見も汲み取って整理した方がよいと思えます。心身障がい者の意見、皆の意見を受けて進めていく方がよいと思えます。

全国的にも、意見が分かれています。札幌市では、最初は手話言語とコミュニケーション支援に関する検討委員会が立ち上がりましたが、様々な意見があり、結局は別々の条例が施行されたという流れがあります。言語とコミュニケーションが曖昧なまま、市民に受けとられてしまうことで困るのは、私たち聴覚障がい者です。きちんと整理した上で、理解できるような条例を作っていただきたいと思えます。

#### **委員長**

今ここでたくさん、理念や方向性の整理に関するご質問をいただいているのですが、今きちんとしておかないと、最初にボタンを掛け違えてしまうと、この後の議論がばらばらになってしまうといけないので、ここはご意見を頂きながら丁寧に確認し、進めていきたいと思えます。事務局から、ご質問のあった聞き取りについて、いかがでしょうか。

#### **事務局**

聞き取りの状況については、我々で考えておりました手話言語及びコミュニケーションという流れがありますので、順に聞き取りをさせていただいている状況です。まだこの後、他の団体についても聞き取りをさせていただくつもりはしております。第2回目の検討委員会に向けて、機会を設けて聞き取りをさせていただきたいと思っております。

団体だけで意見が全て聞き取れるのかという部分がございしますので、具体的にこの人に話を聞きに行った方がよいということがあれば、そういった点も出していただいて、広く意見を集めたいと思っております。今回は経過報告ということでご理解いただければと思っております。

#### **委員長**

このような視点も大事ではないかという視点をどんどん出していただくことで、事務局としても現時点の資料で意見が全てそろった訳ではなく、あくまで経過で、皆さんの意見をききながら、これから必要な情報収集をしていただけるものと思いました。まだスタート地点で完成品ではありませんので、ぜひご意見をいただければと思います。

次に、「(3) 条例の位置づけについて」事務局より説明をお願いします。

### (3) 条例の位置づけについて

#### 事務局

本市では障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともにいつまでも安心して暮らせるまちをめざして、第2期栗東市障がい者基本計画を策定し、施策を進めているところです。この取り組みの一つとして、この条例制定を進めていきたいと考えています。いわゆる手話言語とコミュニケーション支援の関係の施策を併せて進めていくために、この条例を制定するという考えを元にしていきます。両輪で進めていく中で、手話言語条例に必要な要素は出していただいて、その要素を入れて、そして障がい者全般に関わる内容を入れていきたいと考えています。

また、これは障がいのある方だけではなく、一般市民が障がいのある方とコミュニケーションを交わす上で非常に大事なものという考え方で、双方が理解を進め、コミュニケーションを取れるようにという想いに基づき、進めていきたいと考えています。

#### 委員長

今から10分間休憩を取ります。「(3) 条例の位置づけについて」は、先ほどの議論の流れからして非常に大事だと思っています。土台の部分を固めていただくための意見を出していただきたいので、考えていただく時間も兼ねて休憩をとり、その後条例の位置づけ、何を指すのか、どういった点を大事なポイントにしていくのかという部分で、活発な意見をいただきたいと思います。

(休憩)

#### 委員長

再開します、思っておられることを率直に出していただくのが一番良いと思いますので、ご意見ある方はお願いします。

## 委員

手話言語条例とコミュニケーション支援を分けて欲しいです。手話言語条例を制定した後にコミュニケーション支援条例を制定、または同時進行でもいいので別の条例制定という方向で考えていただきたいです。

## 委員長

一緒に進めることについての一番の問題点について、もう少しご説明いただけると助かります。お願いできますか。

## 委員

皆さんの中で、「言語」と「コミュニケーション」の違いが分かる方はいますか。まずはその点の理解を共通にしていきたいです。まず「言語」があり、その次に「コミュニケーション」があります。聞こえない者にとって、耳から入る情報はありません。手話は目で見える言語で、それを身に付けることによって、コミュニケーションが成り立ちます。

手話は、聞こえる人の中では学ぶことができません。言語であるという背景は、なかなか皆さんにはわからないと思います。今、大学で手話言語に関する研究が進められており、文法があると分かっています。まだご存知ない方が多いです。栗東市の行政職員から手話で挨拶していただいたのですが、それはコミュニケーション方法としての手話で、言語としての手話ではないです。言語としての手話は、眉の動きや表情といった NMM、CL などの文法で表現されています。それらをきちんと学習することが、手話を学ぶということになります。それをしないと、日本語に合わせて簡単に手を動かすだけになってしまいます。聞こえる人にとっては表現しやすいかもしれませんが、聞こえない人にとっては理解ができない面があります。そのあたりを考えていただくと、言語としての手話を整理して、その後にコミュニケーションとしての手話をしっかり分けて考えていただきたいです。

もう1点、言語とは何か、コミュニケーションとは何か、障がい者にとっての言語、障がい者にとってのコミュニケーションを整理する勉強会を開いていただければどうかと思います。

## 委員長

手話は音声言語を補う、補助的なものではなく、独立した一つの言語としてみるのが根本的に大事だという理解ですね。コミュニケーションの支援という考え方を前面に出すと、単に音声言語を使えない人を助けるためにやる、あくまで音声言語が主

体となって、それを補う補助的手段になってしまうことを危惧されているという理解で合っていますか。その部分をまず大事にされているということと、もう一つ、コミュニケーションのことを条例に入れたのは、聴覚障がいの方だけではなく、他の障がい者、例えば視覚障がい者、発達障がい者など、人と人が意思を疎通する・伝達する部分で生きづらさを感じている人たちは、聴覚障がい者以外にもたくさんいらっしゃるので、そういった方にも役立てていただける条例にしたいという想いもあつての案だと思います。そのすり合わせが必要になってくると思います。

今の手話を言語としてという想いまでは理解したのですが、条例としてどのようにしていったらよいかですよね。一つのものの中にいくつかの要素がある形なのか、別立てという案がこれから議論されるかもしれませんが、他の方のご意見もぜひ聞きたいと思います。

## 委員

聴覚障がい者の方々は、手話をもって情報を入れ、発信するということが大事だということがよく分かります。私たち視覚障がい者にとって、目から入る情報が大事です。見える人は怖い顔、優しい顔、この人は私を受け入れてくれるのだろうか、そういう感じで最初の情報を入れていっていると思います。会議室の大きさ、人数、机の形など、いろんなことをひと目で分かるのは、目から入る情報で、とても大きいと思います。でも、視覚障がい者はその情報がなく、スタート地点で遅れてしまっています。視覚障がい者は目から入る情報を重視していきたい、それから、コミュニケーションも重視していきたいです。

私は少し見えますので、拡大器やデータを入れた iPad で、文字を拡大しながら見ます。情報を取り入れる工夫をしています。視覚障がい者が情報を得る手段として、点字があります。点字をいかに認めてもらうかということが大事だと思いますし、広く知って欲しいです。目で見た情報は残りやすいかもしれませんが、言葉で聞いた情報は結構抜けていきます。視覚障がい者にとっては、点字で読んで覚えていくことが大事です。同じようなことが手話にもあると思います。

目や耳の障がいではなく、ページをめくることすらできない方や、話の理解がなかなかできない方にとっても、どのようにコミュニケーションをとっていくかということが大事になります。コミュニケーションは、情報を受けること、発信すること、双方が大事だと思います。そういった中で、この委員会ではお互いを知り合うことが大事だと思います。同時に、高齢化社会になり、認知症等でコミュニケーションが難しい方も多いです。そのようなことも加味しながら、広く、一般市民に理解していただけるような条例を作っていただければと思いますし、我々も何らかの役割を果たしていきたいと思います。

## 委員

盲ろう者のコミュニケーションの中に、指点字、触手話、音声通訳があります。検討委員会では、手話だけではなく、ぜひそちらの方にも力を入れていただければと思います。なかなかマイナーであり知られていないみたいですので、よろしくお願いします。

## 委員

滋賀県は特別支援教育プランということで、小・中義務教育の間は、基本的に市で対応できるようにということになっています。聴覚に障がいがある子どもの数は減っていないのですが、聾話学校の生徒数は右肩下がりで、県下に50の難聴学級が設置されております。そこでは条例の制定以前に、子どもが不利益を得ないように、合理的配慮を元に教育を進めることが基本になっています。子どもたちが卒業し、社会生活を送っていく上で、社会の枠組みがどうなっているのか、これからも問題になってくるんだろうと思います。

栗東市が条例検討委員会を設けられたことに対して、とても良いことだと思いますし、私たちも教育現場の立場として、卒業していった子どもたちが、より社会の中で活躍して、自分らしさを発揮できる場があることが大事です。自分の想いが伝えられる、相手の想いが受け止められるかということがとても大事です。聴覚障がいということだけでなく、いろんな障がい者、視覚や肢体、知的、そういう子どもたちみんなが社会に出たときに活躍できる場にしていければと思います。

いろんな意見が出ていますが、私はここに想いが出せない人たちの想いも大事だと思っております。市の「手話を言語として認め」を踏まえ、「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及」という部分も大事にしていきたいと考えております。そのことに賛同して、今回委員として出席させていただいているので、この根元が変わってしまったら、またやり直さなければいけないのではと危惧しております。

## 委員

手話言語とコミュニケーション支援、幅広くなりますが、一緒にされることを望みます。聴覚障がい者の中には、手話を使えない方もたくさんおられます。特に高齢になってからどんどん耳が遠くなっている方もおられます。そんな場合、要約筆記の存在、要約筆記はどういうものかということの啓発を、ここを通して皆さんにして欲しいと思います。制定後、コミュニケーション事業に予算計上をしていくことが、障がい者を認めているということにもなりますので、よろしくお願いします。

## 委員

手話は今まで長い間、言語として認められず、排除されてきた時代もありました。手話言語条例は、手話を言語として認める、手話を学んでもらい、普及していくということに特徴があると思います。市に手話を言語として認めてもらい、聞こえる人、聞こえない人の壁をなくしていきたいです。

聞こえない子どもが生まれた時から自然に手話を学べる環境を作り、学校の中でも手話で学ぶというような機会があれば、身につけることができます。子どもたちにとっても、それが当たり前になること、市役所に行っても自由に手話ができること、お店に行っても手話で話ができ、皆さんの会話に自然に入れるようになることが理想です。筆談という方法もありますが、時間もとられます。手話はすぐに気持ちが伝わる場合が多いです。地域の人たちにも手話が広がっていき、交流を深めて、考え方を伝え合い、聴覚障がい者も地域の中で貢献できるように、皆さんにも正しい知識を身につけていただきたいと思います。そのために、手話言語条例の制定が必要だと思います。コミュニケーション支援とは別にしていきたいです。

## 委員

私たちは耳が聞こえません。言語の権利が奪われていました。音声言語に合わせて生きてくるととされていた状況があります。障がい者の権利条約の第2条に音声言語および手話と明記され、国連で認められています。また、障害者基本法に言語に手話も盛り込まれています。私たちは言語を選択する権利をもっていると思います。

音声言語があり手話言語があります。まずは手話を獲得できる環境を作っていくことが大切です。獲得できる環境がない子どもたちがたくさんいます。学べる環境をまず作る必要があります。まず言語を獲得し、その後情報のバリアやコミュニケーションのバリアフリーがあり、分けて考える必要があると思います。そう考えていただくと、議論はスムーズに進むかと思います。

情報バリアフリーのために、どのように進めていけばいいか、市に何ができるかを考えていくのがコミュニケーション条例だと思います。当然、中途失聴者の方も、音声言語が中心になると思います。言語の権利をもたれている方がたくさんおられると思います。そのあたり、もう一度事務局として整理をしていただいた上で、方向性を提起していただければありがたいです。

## 委員長

すぐに駆け足で結論は急がずに、しっかりまずはご意見を聞きながら、考えていきたいです。むしろそれこそが健全な議論だと思います。コミュニケーションという言葉の語源はラテン語の言葉にあって、単に伝え合う手段ではなく、最終的には

共有するという意味合いがあったと思います。普段の生活でも、人と気持ちが一つになったり、通じあった時は喜びを感じると思います。これが、障がいのある方にとっては、伝え合う道具が非常に制限されていたり、たくさん伝え合う道具をもっている人たちは、なんとなくやっているようなことでも、自分の本当に言いたいことが伝えられないもどかしさがあったり、道具がないことによって伝えるチャンスが少なくなり、そういったところで悲しい想いをしたりしています。あるいは、障がいのない人の伝達手段に合わせなければいけない、つらい悲しい想いをすることがあり、尊厳の部分、人と人が伝え合う部分で多くの壁があります。

そういうところをなくしていかなければならないという意味で、普遍的なテーマであるなら、共通項も見つけられるかもしれないです。そこに至るまでの手段はこれから議論しなければいけませんが、社会で対等に生きていく、伝え合うこと自体がきちんと保障されるべきというところでは共通点を見出せるかもしれませんので、皆さんにご意見をいただきながら進めていきたいと思います。

注意しなければいけないのは、道具としてのコミュニケーションの議論、どんな支援をすればいいのかという話だけになると、少し話が違う方向にいつてしまう。音声言語、その他多数派の人の考えを基本にしたままで、「助けてあげればいいでしょ」みたいになると、本来目指していた議論からはずれていくので、どんな障がいがあっても、対等に、尊厳を守られながら、人として想いを伝え合っていくということを目指していくという基本姿勢が大事だと思います。

ここまで出た意見をふまえて、事務局としての見解をお願いします。

### **事務局**

まず、条例制定にあたりまして、手話は言語であるということを栗東市として認め、条例の中に盛り込んでいきたい。これを認めた上で、コミュニケーションの支援を盛り込んだ条例にしていきたいという漠然とした想いをもっております。先ほどから、全く別の条例にしてほしいというご意見も頂戴しているのですが、議会の方からも、同時に一つの条例として進めていけば、とする意見があり、当局もそのような考えです。

### **委員長**

一つの条例の中に、いくつかの条文があり、複数の要素を条例の中に入れていく形になるのかと思います。出来上がる形にどこまでこだわるか、現実的に議会や行政当局としての進め方の技術的な問題もでてくるかと思いますが、その中で最大限皆さんの意見を取り入れながら、条例ができないということはしたくない、きちんと形にしたいというところをベースにして、最大限どんな形ができるのか、いくつか考えら



れる選択肢を整理して進めていきたいと思います。

#### **委員**

事務局の話で、議会が2つの内容を1つにまとめて条例をというような話がありましたが、市民の理解があって、その内容を議会で取り上げていくのが流れで、議会が方向性を決めてからそれに沿い制定というとおかしいと思います。同時に進行しながらでも、例えば小委員会を設けて検討するなど、流れを整理していただきたいと思います。

#### **委員長**

今後のスケジュールもあると思いますので、今のご指摘は大変重要です。共通認識を作らないまま進めると、最終段階で困ることになるので、整理しながら進めていきたいと思います。

#### **委員**

議会の傍聴に行きました。明石市の条例の話がでており、様々な障がいのある人にとって壁が低くなり、コミュニケーションをとりやすくなる条例だと感じました。

私は昨年秋から手話サークルに行くようになり、手話サークルで小学校に行かせていただく機会があります。小学生の子どもたちは、手話を学ぶことで目をキラキラさせ、自分の名前を手話で表す喜びを見つけてくれて、こういった機会があることで、ろう者に出会った時に、例え手話が上手でなくても、話していける、人に向かうことができる子どもになっていくのではないかと感じています。このような場を学校教育の中で行っていくことが、いろんな障がいのある人との関わりにも繋がっていくのかなと思います。

#### **委員長**

この後、次の議題の説明をいただいて、また質問をいただくという流れにしたいと思います。

## **(4) 先進事例の紹介**

#### **事務局**

今後、仕上がる条例がどんなものになるかの参考として、資料7、資料8をつけさせていただきました。

資料7は、米原市の手話言語条例です。見ていただくと、前文のボリュームがあります。本文・条文は簡潔にまとめられています。条例の逐条解説がございますので、条文がより詳しく分かりますので参考にしてください。滋賀県内では2番目の手話言語条例となります。

資料8は、本市が目指す「手話言語条例と情報・コミュニケーション条例を併せた条例」の参考例です。この明石市の条例は、別に条例のリーフレットがありましたので資料9を参考につけています。もちろん市の規模も異なりますし、障がいのある方の状況、財政、職員体制も異なりますので、この通りにできるものではありませんが、併せもった条例としては全国で初めての条例なので、明石市の条例の後、20以上の条例が制定されているので、新しい条例も参考にしながら、進めていきたいと考えています。イメージをもっていただくために、参考資料とさせていただきます。

### **委員長**

明石市の条例は、手話言語とコミュニケーション支援を入れており、事務局提案に近い条例かと思います。今後の発展の部分についても触れられています。今後あらゆる障がいのある人の社会的障壁をなくしていくという取り組みをしていくというような印象です。聴覚障害者協会の方に確認したいのは、条例の中に2つ、またはそれ以上の要素が入っているのか、それとも条例そのものを分けて欲しいという点を大事にされているのか、お聞きしたいです。

### **委員**

明石市の条例は4年前の内容になるかと思いますが、私は明石市の条例の話聞いたとき、とてもいい条例なのではと思いましたが、明石市の条例をどのように思われているのでしょうか。

### **委員**

全国の実態として、125の手話言語条例が制定されています。今回は明石市の条例がとりあげられていますが、納得できない面があります。条例制定後、様々な意見が出ました。明石市の聴覚障害者は手話言語とコミュニケーション支援を分けて欲しいと強く要望していましたが、結局併せもった形になり、手話言語の面がだんだん弱くなり、コミュニケーション支援が中心に進んでいるような状況があり、「手話を学ぶ」、「手話で学ぶ」という面が薄れてきているという状況を聞いています。

誰とでもコミュニケーションができる環境をつくるというのが先に出てしまい、明石市の聴覚障害者協会は毎年要望を出し続けているという状況です。聞こえない子どもも、もっと手話を身に付けるような環境整備をしてほしいということと、高齢の間

こえない人たちの伝統的な手話の保存も要望しています。明石市の条例が全て良いとは思いません。それゆえ、手話言語とコミュニケーション支援は分けた方が良いという、全国的な理解が進んでいます。その点も踏まえ、もう一度皆さんと学習、検討していきたいと思います。

#### **委員長**

今おっしゃっていたことの原因として、一つの条例で2つ以上の要素が入っているから良くないのか、分けていれば上手くいくのかという部分の精査は必要かと思えます。明石市ではそのような現状があるということですね。可能性として、独立した2つの条例を議論していくというのは、今から技術的に可能なのか、また1つの条例の中できちんと手話言語の要素が薄れることがないようにつめていく方策があるのか、事務局にお聞きします。

#### **事務局**

この検討委員会は5回を予定しており、最終的に12月の市議会提案を考えております。10月頃には取りまとめをしていくというスケジュールもありますので、基本スケジュールの中で、進められるようにご協力をお願いしたいです。当局と議会のやりとりの中でもあったのですが、この条例は市民皆さんに広く影響を及ぼすものなので、より多くの方の理解を得て、より多くの障がいのある方との意思疎通を十分図れるようにと考えているため、あまり限定的な考え方はしておりませんので、この検討委員会の中で、パートを分けて検討するという流れができるかどうかということもありますが、併せた中でのご協議をお願いしたいと思います。

#### **委員長**

スケジュールが決まっているので、これに合わせてできる範囲でとなると、何のための議論だということにもなります。一方で、意見を出すことも大事ですし、成立させるということも重要ですので、基本スケジュールはこの形で、プラスαで何かあるかもしれませんが、この中で条例を成立させると考えると、今から分科会のような形で、分けて2つのものを議論していくのは、現実的ではないかもしれないです。とはいえ、委員皆さん全体の納得度ですよね。意見を出し合っていたく以外の道はないのかと思っております。手話言語とコミュニケーションの部分に分けるかというところが大きな論点ですね。あるいは明石市のように条文の中でいろんな内容を盛り込んでいくのか、ご意見いただければと思います。

聴覚障害者協会の方にお聞きします。手話言語の要素が運用していく中で、当初の理念通り実現できていないことが実際明石市で起こっているということですが、どう

いったことでそのようになってしまったのでしょうか。当初は条文に明記されているのであれば、実現すればよいただけの話で、一緒になったからどうかというところまで分からないと思うのです。一番懸念されている部分ですし、大事なことだと思うのですが、条例が独立していないということが最大の原因であるとお考えでしょうか。

#### **委員**

正直に言うと、栗東市が明石市をモデルに作られることに対して、複雑な思いをもっております。なぜ明石市のようなやり方なのか、具体的なことは掴んでいない部分があるので、当事者を呼んで、話を聞いて、言い方は悪いですが失敗例から学んで、私たちももっと勉強しなければと思っています。

#### **委員長**

せっかく条例ができて、目指していることができなければ意味がないものになってしまうというのは、ここにいる全員の認識だと思います。作るからには、実現されるようなものになればというのは、当然のことですので、次回以降の提案の中に、絵に描いた餅で終わらないような方策を議論しながら、進めていきたいと思っています。そのための情報収集をお願いしたいと思っています。事務局からコメントありますか。

#### **事務局**

事務局としましては、条例は作っていききたい、そして、広く市民の皆様にも有用なものでなければならぬ、もちろん当事者にとってもそうで、対象としては広くと考えておりますので、他の情報等も収集しまして、第2回会議の資料として準備したいと思っています。

#### **委員長**

今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

### **(5) 今後のスケジュールについて**

#### **事務局**

第2回目は、今後団体との懇談も行いまして、ご意見をいただいて整理したものをお出しして、次に進めるようにしていきたいと思っております。

3回目、4回目は可能な限り条例構成案を出し、検討をしていきたいと考えております。8月にパブリックコメント、意見をふまえ、10月に最終案をみていただくという

流れで考えております。

## 6. その他

### 委員

会議そのものは、今日のように熱のこもった会議になってきますと、2 時間経ったので終わらましようとなってしまうので、当事者団体や関係者への聞き取りに重点を置いてもらいながら、事務局の方で多くの機会を持っていただきたいと思っています。

### 委員

話を聞いていて気になったのですが、事務局の意見で、市の立場としては、いろいろな市民のことを考え、皆さんに納得してもらう方法がベストなのは分かりますが、先ほどから広く広くという言葉が出ており、その後続く言葉のイメージが広く浅くなるので、各団体のことを、私も含めて勉強しながら、できるだけ深い内容で議論できればと思いました。

### 委員長

当事者にしか分からないことがあります。例えば手話を言語にすることへの想い等、頭では理解することはできても、それはごく一部で、聞くところからしか理解できないのです。この委員会の場でもどンドン意見をいただき、知らないことが多いですが、知らないところから教えてくださいという姿勢でいきたいです。事務局の作業たくさんあって大変かと思いますが、私自身に対してのご意見も何かあればおっしゃってください。

## 7. 閉会

### 事務局

委員長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様にも活発なご意見をいただきありがとうございました。次回の会議日程はまたご連絡させていただきます。本日は長時間のご協議、ありがとうございました。今後もよろしく願いいたします。お気をつけてお帰りください。